

正しい法制度の理解と対策で会社と従業員を守る

パワハラ防止法とカスハラ対策

改正労働施策総合推進法を正しく理解し、カスハラ防止に組織で取り組むために

近年、業種・事業者規模に関係なく増加する「カスタマーハラスメント(カスハラ)」は、対応を誤ると従業員のメンタル不調や離職者の増加などを引き起こし、企業・お店の経営を揺るがすことにつながります。カスハラに対しては、会社・お店とそこに働く従業員を守るために、組織的かつ毅然とした対応が必要です。そのためにはカスハラの内容・事例をよく理解し、会社・お店として対応ルールを確立させ、社長をはじめ従業員・パート等にまで広く周知することが望まれます。

本セミナーでは、その根拠となる改正労働施策総合推進法【通称：パワハラ防止法】の正しい理解と、トラブルの早期解決や未然防止をはじめ、従業員が働きやすい職場づくり実現に向けた、組織的なカスハラ対策について分かりやすく解説します。

令和6年 11月27日(水)
14:00~16:00

定員

30名

(定員になり次第締め切ります。)

会場

ニューウェルシティ宮崎
1Fアンジェラス

対象

中小・小規模事業者

主催

宮崎商工会議所(TEL:0985-22-2161)

受講料
無料

(会員・非会員 問わず)

主な講座内容

- ・改正労働施策総合推進法【通称：パワハラ防止法】とカスハラ
- ・カスハラとは～カスハラとクレームの違い～
- ・場合によっては従業員・パート等から訴えが! ?
- ・カスハラが企業やお店・従業員等に与える影響と対策の必要性を改めて考える
- ・カスタマーハラスメント対策の具体的取組み
 - ①基本的枠組み
 - ②従業員への周知・啓発
 - ③相談対応体制の整備
 - ④対応手順の策定
 - ⑤その他予防・解決のために取り組むべきこと

講師プロフィール



くらなか かずひろ
蔵中 一浩 氏

- ・横浜リンケージ社労士事務所代表
- ・特定社会保険労務士

昭和58年東京外語大卒業後、(株)横浜銀行入行。主に融資審査の他、債権管理回収業務に従事し、支店と本部にて数多くの中小企業との相談、折衝に当たる。平成25年独立し横浜市内に社会保険労務士事務所を開設。社労士の枠にとらわれず、30年におよぶ銀行員としての豊富な経験を中小企業経営のために活用すべく現在活動中。セミナーも商工会議所、法人会等で積極的に開催している。またハラスメント防止コンサルタント、年金アドバイザー2級の資格も持つ。

■お申込み方法

商工会議所ホームページの入力フォームよりお申込みいただくか、申込書に必要事項をご記入の上、お申込みください。



11/27(水)開催『パワハラ防止法とカスハラ対策』 受講申込書

宮崎商工会議所 経営指導部 行 FAX:0985-24-2000 (申込日：令和6年 月 日)

事業所名	業種
所在地	T E L
受講者名	(複数のご参加可能)